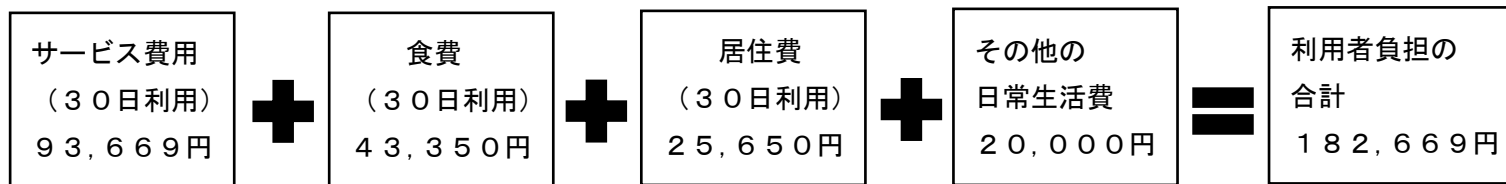


ケース（１）

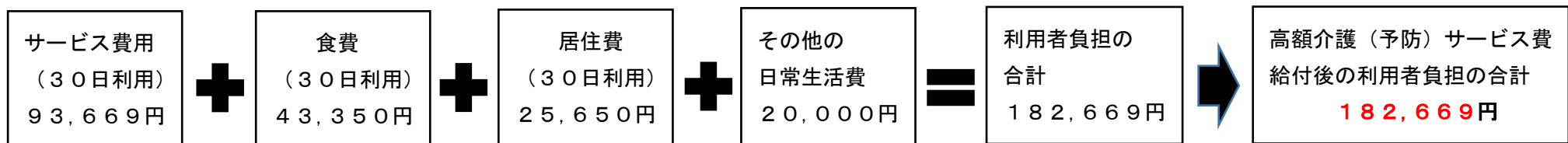
- ・ 課税世帯
- ・ 要介護５
- ・ 自己負担割合：３割
- ・ 高額介護（予防）サービス費の自己負担の限度額（月額）：１４０，１００円
（課税所得６９０万円（年収約１，１６０万円）以上の方）
- ・ 負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）：第４段階
- ・ 多床室利用

※あくまでもモデルケースであり、目安の金額となります。（その他の日常生活費については、施設ごとに異なります。）

①本来の利用者負担の合計



②各制度適用後の利用者負担の合計



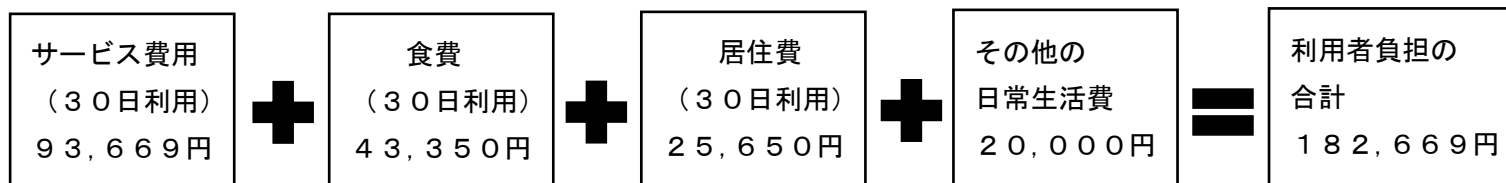
※サービス費用が１４０，１００円を超える場合については、高額介護（予防）サービス費の限度額（月額）である１４０，１００円を超える部分について、和歌山市へ申請していただくことにより、後日、給付されます。

ケース（２）

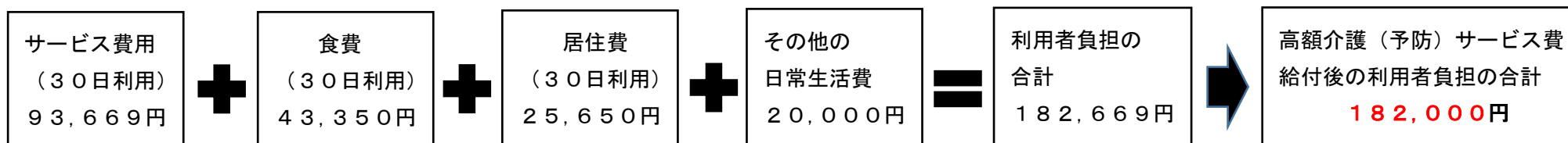
- ・ 課税世帯
- ・ 要介護５
- ・ 自己負担割合：３割
- ・ 高額介護（予防）サービス費の自己負担の限度額（月額）：９３，０００円
(課税所得３８０万円以上６９０万円未満（年収約７７０万円以上１，１６０万円未満）の方)
- ・ 負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）：第４段階
- ・ 多床室利用

※あくまでもモデルケースであり、目安の金額となります。（その他の日常生活費については、施設ごとに異なります。）

①本来の利用者負担の合計



②各制度適用後の利用者負担の合計



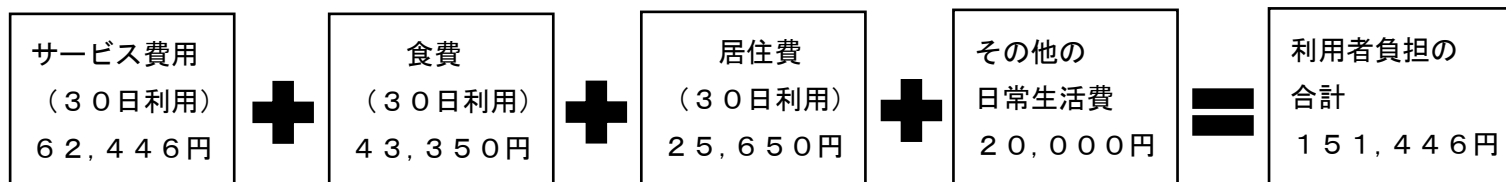
※サービス費用については、高額介護（予防）サービス費の限度額（月額）である９３，０００円を超える部分について、和歌山市へ申請していただくことにより、後日、給付されます。

ケース（３）

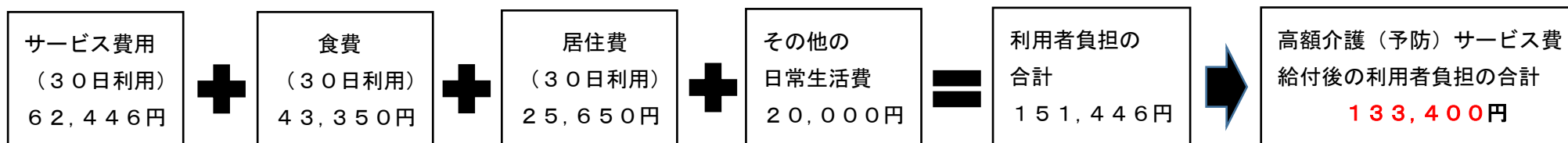
- ・ 課税世帯
- ・ 要介護５
- ・ 自己負担割合：２割
- ・ 高額介護（予防）サービス費の自己負担の限度額（月額）：４４，４００円
(課税所得３８０万円（年収約７７０万円）未満の方)
- ・ 負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）：第４段階
- ・ 多床室利用

※あくまでもモデルケースであり、目安の金額となります。（その他の日常生活費については、施設ごとに異なります。）

①本来の利用者負担の合計



②各制度適用後の利用者負担の合計



※サービス費用については、高額介護（予防）サービス費の限度額（月額）である４４，４００円を超える部分について、和歌山市へ申請していただくことにより、後日、給付されます。

ケース（４）

- ・ 非課税世帯
- ・ 要介護５
- ・ 自己負担割合：１割
- ・ 高額介護（予防）サービス費の自己負担の限度額（月額）：２４，６００円
- ・ 負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）：第３段階②

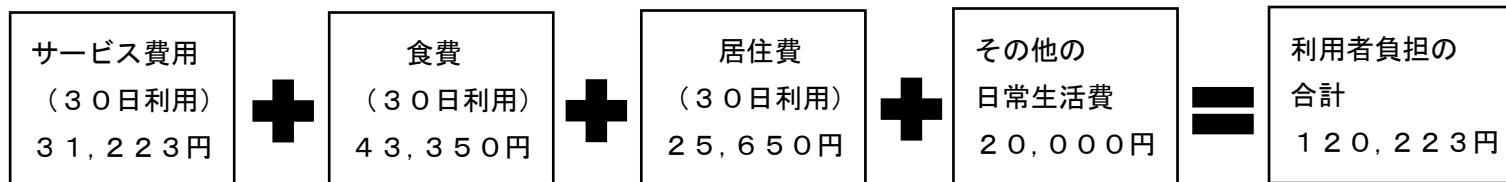
（合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が１２０万円超の方）

- ・ 多床室利用

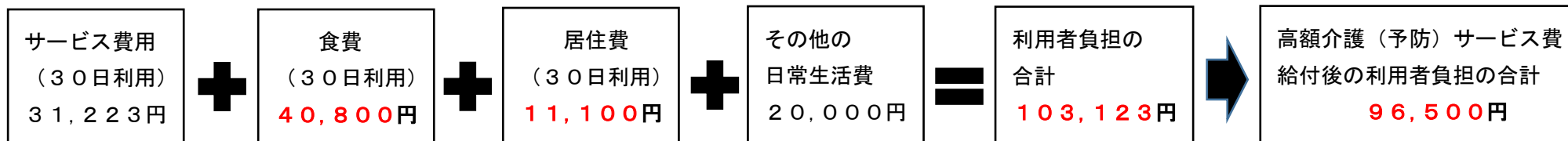
※あくまでもモデルケースであり、目安の金額となります。（その他の日常生活費については、施設ごとに異なります。）

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度（その他の軽減制度）に該当する方については、利用する施設によっては費用の合計が次の②よりも低くなる場合があります。

①本来の利用者負担の合計



②各制度適用後の利用者負担の合計



※サービス費用については、高額介護（予防）サービス費の限度額（月額）である２４，６００円を超える部分について、和歌山市へ申請していただくことにより、後日、給付されます。

食費及び居住費については、負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）の第３段階②の金額が、和歌山市への申請によって適用されます。

ケース（５）

- ・ 非課税世帯
- ・ 要介護５
- ・ 自己負担割合：１割
- ・ 高額介護（予防）サービス費の自己負担の限度額（月額）：２４，６００円
- ・ 負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）：第３段階①

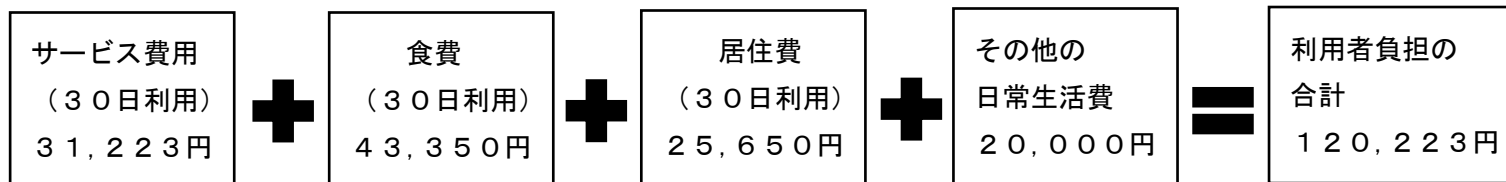
（合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が８０万円超１２０万円以下の方）

- ・ 多床室利用

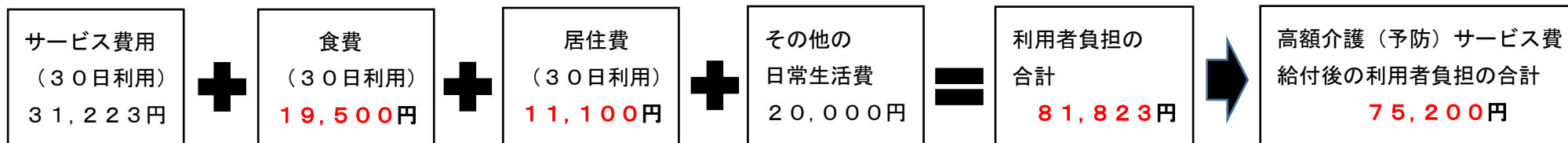
※あくまでもモデルケースであり、目安の金額となります。（その他の日常生活費については、施設ごとに異なります。）

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度（その他の軽減制度）に該当する方については、利用する施設によっては費用の合計が次の②よりも低くなる場合があります。

①本来の利用者負担の合計



②各制度適用後の利用者負担の合計



※サービス費用については、高額介護（予防）サービス費の限度額（月額）である２４，６００円を超える部分について、和歌山市へ申請していただくことにより、後日、給付されます。

食費及び居住費については、負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）の第３段階①の金額が、和歌山市への申請によって適用されます。

ケース（6）

- ・ 非課税世帯
- ・ 要介護5
- ・ 自己負担割合：1割
- ・ 高額介護（予防）サービス費の自己負担の限度額（月額）：24,600円
- ・ 負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）：第2段階

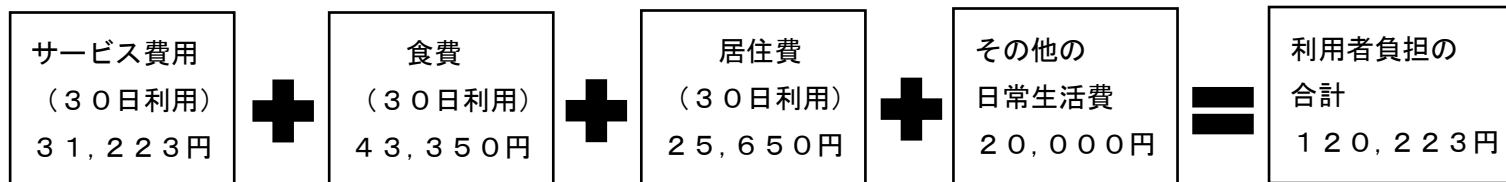
（合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の方）

- ・ 多床室利用

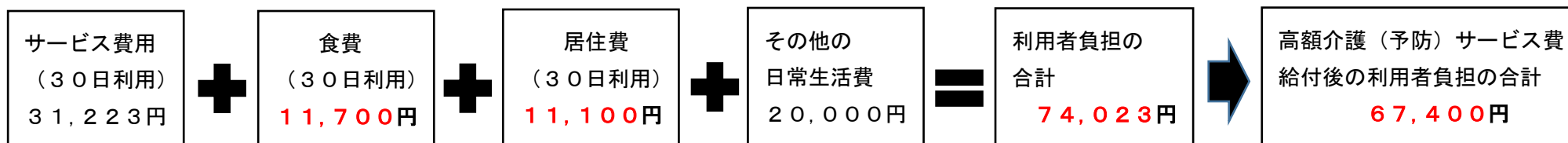
※あくまでもモデルケースであり、目安の金額となります。（その他の日常生活費については、施設ごとに異なります。）

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度（その他の軽減制度）に該当する方については、利用する施設によっては費用の合計が次の②よりも低くなる場合があります。

①本来の利用者負担の合計



②各制度適用後の利用者負担の合計



※サービス費用については、高額介護（予防）サービス費の限度額（月額）である24,600円を超える部分について、和歌山市へ申請していただくことにより、後日、給付されます。

食費及び居住費については、負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）の第2段階の金額が、和歌山市への申請によって適用されます。

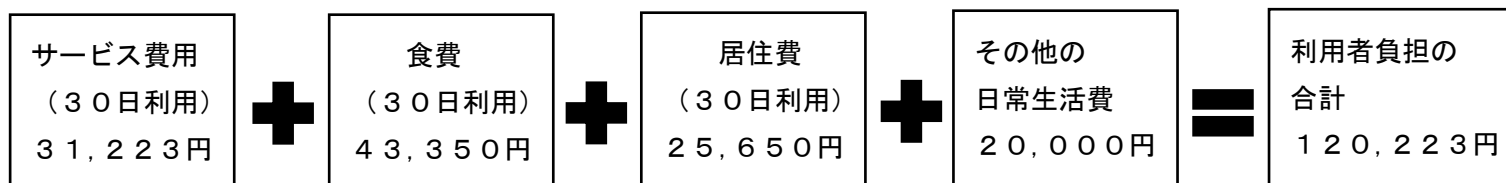
ケース（7）

- ・ 非課税世帯
- ・ 要介護5
- ・ 自己負担割合：1割
- ・ 高額介護（予防）サービス費の自己負担の限度額（月額）：24,600円
- ・ 負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）：第1段階
- ・ 多床室利用

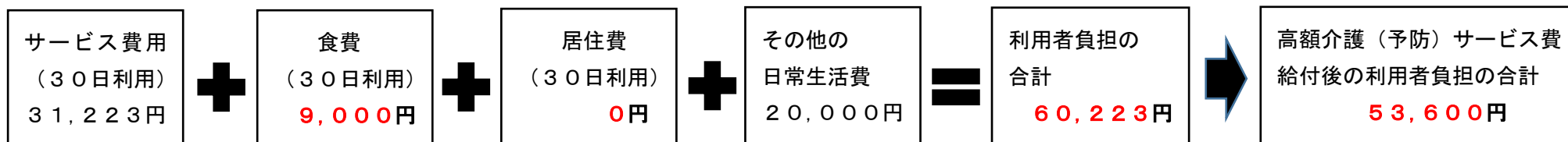
※あくまでもモデルケースであり、目安の金額となります。（その他の日常生活費については、施設ごとに異なります。）

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度（その他の軽減制度）に該当する方については、利用する施設によっては費用の合計が次の②よりも低くなる場合があります。

①本来の利用者負担の合計



②各制度適用後の利用者負担の合計



※サービス費用については、高額介護（予防）サービス費の限度額（月額）である24,600円を超える部分について、和歌山市へ申請していただくことにより、後日、給付されます。

食費及び居住費については、負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）の第1段階の金額が、和歌山市への申請によって適用されます